

平成27年第9回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第9回総会
- 2・日時 平成27年9月1日(火) 午後15時～17時00分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
議案第3号 非農地証明願いについて (1件)

その他 農地パトロールについて
転作確認について

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第9回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。大型で最高瞬間風速が70mとなる台風15号が九州を直撃するとの報道で、大変心配していましたが、九州東部へ進路がそれて、思ったよりも被害が少なく安心していきます。

国会では農業改革の中で農業委員会の審査も行われていますが、改革が参議院で一部可決されました。今後は心配ですが、有田町農業委員会は先日の改選により、3年間の任期は変更ありません。その間に行われる佐賀県内の市町の状況を見て、その影響への対応を講じなければならないと考えています。

TPP交渉も新聞報道でご存知のように交渉が決定しなかったようで、先行き不透明のようです。どちらにしても、農家にとっては負担が増える決定がされるようです。TPPの結果次第では、我々のような中山間地域の農家にとっては厳しく、農家を辞めたいという方が続出するのではという不安もあります。

また、これまで団体で廻っていましたが農地パトロールも、そろそろ始めなければいけません。一度に終了するようなものではないので、日数がかかるかと思いますが、宜しくお願いします。本日は、慎重な審議を宜しくお願いします

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、11番(福田タエ子)、12番(石橋和馬)委員にお願いします。

○議 長

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1番を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず、議案書の1ページに申請内容を記載し、2ページから4ページにかけてはその資料となっております。
～議案書を朗読～

申請人の〇〇さんは、自作農地〇〇〇〇-1及び〇〇〇〇-10、〇〇〇〇-2に進入を確保するためと、農業用の排水路を申請されています。既に農地ではない状況から、始末書が添付されています。

以上で、申請内容となりますが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われま

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。排水も土地北側にある用排水路へ流されますので、問題ないと考えま

○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○8 番

農道は、他の農地所有者も通行できるのですか。

○事務局

その計画で設置されています。

○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の申請1番は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の5ページが申請内容で、6ページから10ページにかけてはその資料となっております。
～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、譲受人の〇〇〇さんは、現在、〇〇〇市のアパートに妻子と住まれています。子供の成長にともない手狭となったことから、実家のある有田町（旧西有田）の申請地に一般住宅を建設されたいことからの申請となっています。

以上で、申請内容となりますが、排水等についても雨水は溜枡より水路へ、流れます。排水等についても合併浄化槽への接続となっており、特に問題ないと思われま

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9 番

申請地は、〇〇〇地区の道路角地にある宅地裏に隣接する水田です。排水も道路側溝から河川へ流れますので、周辺の農地への影響もなく、問題はないと思います。

○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○8 番

農道の、道路幅員はどれくらいあるのですか。

○事務局

資料に添付してある図面のA～A'の横断図を4ページに示していますが、道路幅員は4mです。所有者は将来町道として利用できるよう、町道としての基準を遵守して道路を設置されています。この侵入路は行止まり道路となっているので、奥に転回用に幅員を広げてあります。

また、今回申請されている〇〇〇さんが利用できるように、所有者からの通行承諾書も添付されています。

○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条1番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による申請2番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の11ページが申請内容で、12ページから14ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、この申請地は耕作されておらず、管理も難しい状況です。(株)〇〇は、新規事業として太陽光発電による売電事業を検討されており、今回の申請となっております。

また、安全対策として周囲にフェンスを設置されます。以上が、申請内容となりますが、排水等についても雨水は現状と変わらず地下浸透となり、特に問題ないと思われまます。

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。

周辺の農地への影響もないので、問題はないと思います。

○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○3 番

申請地は、現在荒廃していないですか。

○事務局

現状は雑草が生い茂って、畑の様相は呈していません。隣地の畑所有者は、除草され整地されるので了解されています。

○7 番

所有者が株式会社となっていますが、農地を農業者以外の者が所有してよいのですか。

○事務局

この申請地は、平成〇〇年〇〇月の旧西有田町農業委員会へ、農地法第5条申請を提出され許可されている物件です。申請目的は倉庫建設でしたが、所有者の変更後に倉庫建設がされず、現在まで手付かずの状態だったようです。今回の申請企業自体は変わっていませんが、当時の畑所有者と会社社長は故人になっていらっしゃいます。そこで、平成〇〇年の当初に返そうにも申請者不在で戻せません。

〇〇〇の担当者にもこの状況を説明して、株式会社からの申請で大丈夫なのか、どのような解決方法があるかを相談しました。その上で、今回の申請内容となっています。

○9 番

申請地は、畑ではなく雑種地としての現況ではないですか。

○事務局

現況は雑種地です。課税は現況主義ですので、有田町税務課ではそのような対応をしていると思います。しかし、法務局の登記は申請された筆を担当官が現地確認等により判断し、初めて転用が可能となります。登記簿謄本でも畑ですので、申請も畑となります。

○8 番

非農家からの申請を受け付ける事自体が、事務局の不手際ではないですか。

○事務局

実際、非農家であることは事実です。しかし、平成〇〇年時点で農地法第5条の申請を終えており、今回は転用目的の変更としてどうしたら良いかの相談から始まっています。農業委員会としても、許可案件は登記完了までの指導をすべき案件が存在する可能性を考慮して業務を遂行しなければならないと反省しています。〇〇当からも、そのような事例がないかの調査依頼も受けています。

ただ今の意見も拝聴しながら、申請者から有田町農業委員会へ当初の許可を受けながら倉庫建設せずに地目変更登記をしなかったことと今回の許可を受けたら必ず登記まで終了させる旨の顛末書を提出して頂く必要があると認識しましたので、その旨連絡します。

○議 長

質問が終わりましたようですので、これから採決に移ります。但し、〇〇〇担当者へこの申請で正当だと確認することを前提とします。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により、農地法第5条2番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第3号 非農地証明願いを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の15ページから16ページにかけて、資料となっております。

～資料読上げ～

当該地は、平成〇年に開催された世界焔博覧会が実施された前年〇年に造成残土処分地として〇〇〇が埋め立て整地を行っております。
以後、申請人さんが経営される製材業の原木置き場及び製品倉庫敷地として使用されています。
非農地証明を発行するについては、先月の総会にて確認しましたとおり、非農地化していることが明白で、非農地化後20年経過に該当し、その事実確認の資料として、税務課発行の現況地目「宅地・雑種地」の証明書及び、区長さんからの同様の証明書を提出していただいておりますので、特に問題ないと思われま。

今回の申請は、近くに〇〇乾燥施設がありますが、施設の稼働時期に施設から排出する粃殻が申請人の倉庫へ飛び散ることから、申請人と土地と交換し土地有効利用を図るものです。

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。周辺の農地への影響もないようなので、問題はないと思います。

○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。
質問がないようですので、これから採決に移ります。
議案第3号 非農地証明願いについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により、非農地証明願いは許可されました。

○議 長

それでは、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。

その他で、ございませんか。(なしの声)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

平成27年第9回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は10月1日(木)の予定です。

総会 17時 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 11番

署 名 12番

書 記 木寺 正文